

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2017年5月10日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 064-0806
住所 札幌市中央区南6条西11丁目1284番地4
高砂サニーハイツ401

電話番号 011-522-9772

評価機関名 特定非営利活動法人
福祉サービス評価機構Kネット

認証番号 北海道 第15-002号

代表者氏名 理事長 吉村 信義



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	吉村 信義	総合	第001号
	(2)	山崎 美智子	総合	第150号
	(3)	村中 博	総合	第141号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アスク新琴似保育園			
設置者名称	株式会社日本保育サービス			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2015年12月25日	～	2017年5月10日	
利用者調査実施時期	2016年2月1日	～	2016年3月21日	
訪問調査日	2016年3月23日			
評価合議日	2017年5月9日			
評価結果報告日	2017年5月10日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：株式会社日本保育サービス

代表者氏名：代表取締役社長 荻田 和宏

所在地：〒461-0004 名古屋市東区葵3丁目15番31号 千種ニュータワービル17F TEL 052-933-5419

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点
別紙のとおり

◇改善を求められる点
別紙のとおり

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

特に評価の高い点

1. 運営・保育理念と運営方針の明確化

児童の最善の利益を基に、地域のための子育て拠点を目指して、運営理念に「安心・安全、思い出に残る、本当に求められる施設、楽しく働ける職員環境」を保育理念に、集団保育の特性を生かし発達に応じた「保育の計画」を明確化しています。さらに、運営方針には保護者の意向を汲みとる運営委員会の設定等を明文化して、統治責任、コンプライアンス（法令順守）、透明性や説明責任を明示した運営を図っています。

2. 法人の中期計画の設定と園固有の中期目標の設定

法人の中期目標計画（平成 28~30 年期）は ①保育サービスの量的・質的向上 ②人材獲得への採用活動の強化 ③経営管理の高度化 ④コンプライアンス（法令順守）の徹底 ⑤コーポレートガバナンス（企業統治）の強化 ⑥経理収支計画と第 2 収益源の設定計画を各園に周知しています。一方、身近な園活動では保育理念に基づく中期計画の目標（27~29 年期）①安心・安全な保育環境 ②保育の資質向上 ③地域連携の強化 ④子育て支援の充実 ⑤現場の声を活かす運営委員会の運営等を挙げ、年次の結果確認・評価・見直し改善を図り、次年度の計画に活かしています。

改善を求められる点

1. 苦情解決に係る公的機関の周知

入園案内（重要事項説明書）、お便り、園内の掲示等で苦情窓口、担当者、解決責任者を明示しています。苦情だけでなく問い合わせにも同様に対応し、相談苦情に対しては園内で検討後、支社に相談や報告を行い助言を受け適切な対応となるようにしています。結果についても掲示して保護者に公表するなど、園内で組織的な対応をしています。外部の相談窓口の周知の取組みには余地があります。第三者委員の設定と連絡方法の明示や市行政の相談センター、北海道福祉サービス適正化委員会等の公的な対応窓口の周知を図るよう期待します。

2. 職員の資質向上と自己評価の取り組み

全職員が年 2 回チェックシートで業務目標と課題を設定、評価結果を園長と面談で保育の資質向上に努め改善に努めています。しかし、せつかくの取り組みが個別職員の資質向上にだけ活用されている状況であり、今後事業所全体としての底上に活用することも視野に入れていくことが必要です。職員の基本的

な業務マニュアルの見直しなどで課題となっている点の改善策を盛り込んでいく仕組みの構築を検討することでさらに効果的なものとなることが期待されます。また今後とも、自己点検・自己評価を下に運営会議（保護者を含む意見の吸収と相互理解）・クラス会議等での解決課題について共通理解を図り、相互の資質向上を図られるよう期待します。

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 28 年 2 月 9 日

経営主体 (法人名)	(株)日本保育サービス		
事業所名 (施設名)	アスク新琴似保育園	事業 種別	保育所
所在地	〒 001-0907 札幌市北区新琴似 7 条 2 丁目 2 - 3 5		
電 話	011-769-8680		
F A X	011-776-6584		
E-mail	GSP32582@nifty.com		
U R L	http://www.nihonhoiku.co.jp/		
施設長氏名	佐藤 知里		
調査対応ご担当者	佐藤 知里 (所属、職名：アスク新琴似保育園 園長)		
利用定員	60 名	開設年	平成 27 年 4 月 1 日
<p>理念：①安全(セーフティ) & 安心(セキュリティ)を第一に ②いつまでも思い出に残る施設であること ③本当に求められる施設でありたい ④職員が楽しく働けること * 「安心安全な保育」というのは、全くケガをしないということではなく、心を育てるとともに大きなケガを自分で防ぐことのできる「生きる力」を育てる保育です。</p> <p>基本方針：・子どもたちに「生きる力」をはぐくむ ・子どもたちの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす ・「五感で感じる」保育の充実</p>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組： 行事ごとに保護者へアンケートを実施している。 1年間を通した園内研修を行い、年度末に系列園との合同発表会を実施。 園長会議に参加し、他園でのヒヤリハットやアクシデントを共有し自園に持ち帰り、振り返りを行っている。</p>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)		午前 7 時～午後 7 時	

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名)

一時保育、延長保育、障がい児保育

【利用者の状況に関する事項】（平成 28年 2月 9日現在）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	1名	6名	12名	9名	12名
5歳児	6歳児	合 計			
12名	9名	61名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	1名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成28年2月15日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	14名	1名	名	名	名
非常勤	6名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	12名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	2名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	13名 (3名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は()に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積				m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(3) 建築年	昭和	年		
(4) 改築年	平成	年		

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	561.0	m ²	
(2) 園庭面積	271	m ²	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	26年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制	<input type="checkbox"/> ・中舎制	<input type="checkbox"/> ・小舎制	
(2) 建物面積				m ²
(3) 敷地面積				m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ	
(5) 建築年	昭和	年		
(6) 改築年	平成	年		

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 27年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0人

・ボランティアの業務

--

【実習生の受け入れ】

・平成 27年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 0人

介護福祉士 0人

その他 0人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

<ul style="list-style-type: none">・行事を行うごとに、保護者へアンケートを配布し回収している。また、行事の具体的な内容に関する意見だけでなく、日頃の保育内容に関する意見や質問等も記載できるようにしている。・アンケート結果は、年度末の運営委員会の場で4～9月と10～3月のまとめたものを配布し、園長から回答や今後の方針について説明している。・クラス懇談会を年に2回行い、保護者との意見交流の場を設けている。・個人面談を0～4歳児は年1回、5歳児は年2回実施し、園と家庭での様子について話をしている。・園内に意見箱を設置し、自由に投函できるようにしている。また、意見箱は投函しやすいように、人目に付かない場所に設置している。

【その他特記事項】

--

評価細目の第三者評価結果（保育所）

株式会社日本保育サービス

アスク新琴似保育園

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a 運営理念は子どもの利益を優先し、保育園生活が「安全・安心、思い出に残る、本当に求められる園」であり、基本方針は「子どもの自ら伸びようとする力、後伸びする力を育て、感性豊かな保育の充実」であると明文化している。職員は理念を共有して、その実践に努めている。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a 新設園として、管内の保育ニーズ、待機状況、利用する子どもの家族・経済・生活環境等の状況を把握・分析して、利用する家庭の個々のニーズに適切に対応できるよう職員体制を整え、その定着と資質の向上に努めている。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a 新設園として、職員体制、保護者との連携、保育環境（地域の公園利用や関係機関・団体の確認と連携等）、施設の設備・備品等の強化、園児の増加等の対応に向け、全職員が相互に理解を深めて次年度の課題に取り組んでいる。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a 運営・保育理念に基づき、法人の中期計画は①サービスの質と量的向上②人材確保の強化③経営管理の高度化④ガバナンス（統治能力）と公正さの強化⑤経理収支計画設定の下に、園の中期計画は、1) 職員体制の強化充実 2) 安全・安心な保育環境の整備 3) 保護者を含む地域連携の強化を明示して年次点検し、評価を記録している。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a 法人と園の中期計画を軸に、「保育の計画（保育課程と指導計画）」と共に、1) 職員の資質向上、2) 保育内容の充実、3) 保護者・関係機関等との連携強化等について、全職員協議の下に次年度の事業計画を策定している。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a 事業計画は創設1年の経過を振り返り、解決課題（年齢別保育充実・行事の編成の強化と保護者の意見の活かし方等）を踏まえて、全職員が組織的な計画策定過程を理解して、事業計画を策定している。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a 運営委員会を設定し、保護者を含む会議を定例に開催。会議では事業の計画と実践過程を報告して、委員会の意向を運営に反映すると共に、保護者へのお便りを配布して、周知に努めている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	保育指針に基づき「保育の計画（課程と指導）」を編成、総覧に供し、かつ、年間・月案・週案を提示する。実践過程の計画・実践・評価・見直の取り組みは園長・主任・班別担当が定例で協議し、解決課題を運営委員会で懇談し、協議結果や行事アンケート結果にまとめ、運営に反映している。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	新設園として開設1年目の実践結果、園内外の社会資源等を含む活用と連携関係を含めて課題を明確にしている。園活動実践の中期計画に基づき、計画的な改善策を検討、記録し、実践に移している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	職務分担は職位・資格に応じた基本的役割を明文化して全職員に周知している。定例の職員会議、保護者を含む運営委員会に運営の基本を示し周知を図っている。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	社会福祉法・児童福祉法、保育指針、調理・衛生・労働関係法等の法趣旨並びに保育業務の基本姿勢（理念等）を組織の分掌に応じて、徹底した実践に取り組んでいる。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	保育課程を軸に定例的な点検確認を行い、組織編成の個々の進行状況を確認している。解決課題を指摘して適正な運営に資すほか、運営委員会に報告し、協力と理解を得ている。
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	保育課程を軸に保育実践の資質向上、保護者への助言や連携、地域社会資源との連携関係に取り組みつづける。今後3年をめどに基礎的な経営基盤が期待される。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	法人は人材育成ビジョンに職員信条と行動基準を明示、人材の確保と育成方針を明記する。各職位、経験年数、指導者候補等の資質項目等の育成策を具体化して、計画的な取り組みをしている。
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	法人の人材育成ビジョンには職員の信条と行動基準を明示し、人事基準は職位・経験等に応じ、専門性、遂行能力、成果、貢献度等の査定表にして実施している。また、職員の意向・反省記録を基に聴取し、改善に活かしている。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	労務管理の責任体制を明確にし、就業状況・有給休暇・時間外勤務・育児対応等の確認、心身の健康・安全の確保体制の共有を図っている。また、社内の福利厚生や相談体制の活用などに努めている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a 法人の育成方針は新卒から4年以上、園長・主任・指導者候補等の職位に応じた目標項目、方法と内容を計画的・個別的・具体的に実施している。実施に当たっては定時的に職員の意向などを聴取して協議し、支持的・援助的な姿勢で目標管理の成果と改善策に取り組んでいる。
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a 上記の計画的取り組みは研修、基本方針と自己信条に従い、職位に応じた主体的な目標を示して社内外の研修に努め、実践的成果を上司と協議の機会を共に「成績」「情意」「能力」等の定期的評価と見直しを行っている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a 研修計画方針は個々の職員知識・技術・取得資格の下に、業務経験、職位等その個別性に依りて、その資質の向上に向けた研修を選択して行うこととしている。成果は報告され、評価や改善が指摘されている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b 実習生受入れのマニュアルと受け入れ体制は整えられ、その必要性は認識している。だが、開設1年の現在、受け入れの実績はない。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a ホームページで園の運営理念・概要・年間行事、保護者を含む運営委員会の情報などを開示している。また保護者には「園のしおり」を配布して、保育関連事項の詳細を説明している。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a 1か月に1回の本部による内部監査を受けるほか、本部では専門機関による外部監査を行い、適切な運営が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a 保育所を「地域のための子育て拠点」と位置づけを明記している。区の子育て支援方針に沿う園の開放、幼保小学校の連携、地域行事と共に協力関係を結ぶなどの取り組みに努めつつある。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b ボランティア受け入れ体制やマニュアルを整備し、受け入れる認識はあるが、実現に至っていない。なお、保護者や職員で構成する運営委員会の協力を軸に具体化の検討が望まれる。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a 幼・保・小学校連絡協議会を軸に、児童相談所等関係部署との連携を図るよう努め、関係資料を明示して職員と共有を図りつつある。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a 開設と同時に、区の子育て支援センター情報に園の開放、一時保育受け入れ体制を掲載、地域の児童等への行事の参加を呼びかけ、園の基本方針に基づく活動に広めつつある。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a 利便性のよい位置に在り、要保育状況やニーズの把握に努め、子育て支援関連団体との連携、その情報誌の活用、関係機関部署等との連携に留意した活動を進めつつある。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a 子どもの「自らの伸びようとする力・後伸びする力を育てる、五感で感じる保育を」との基本方針を掲げ、人権尊重を謳う法人クレド（職員の行動規範）のもと、職員会議や園内研修を通じて共通理解を深め、保育の実践にあたっている。
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a 個人情報保護マニュアル、虐待防止マニュアルの制定、「個人情報を守る・虐待は絶対に見逃さない」との法人クレド（職員の行動規範）を職員一人ひとりが胸に掲げ、共通認識のもとに利用者へのサービス提供を行っている。保護者には、入園案内により権利擁護についての取組みの周知を図っている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a ホームページにより、分かり易く写真を交え、園の概要、行事の状況を公表している。見学希望者には、しおりで説明の後、園内を案内している。しおりを園の玄関、保健センターに置き、誰でも閲覧できるようにしている。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a 入園にあたっては、「入園案内書（重要事項説明書）」で詳細な説明を行い書面で同意を得ている。変更時には、運営委員会（保護者会）で分かり易く説明し同意を得るとともに、欠席者には書面で報告している。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b 家庭への移行にあたっては、相談窓口、担当者を説明することとしており、法人内の転園時には児童票を引き継ぐ予定である。開園後間もないので、卒園後は運動会などの行事に案内し、関係の継続性に配慮することとしている。なお、家庭や他園への移行に当たって、対応方法の文書化を期待したい。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a クラス懇談会、個人面談を定期的実施するほか、各行事ごとにアンケート調査を行い、参加した感想を求め満足度の把握に努めている。アンケート結果は職員間で共有し、次回に向けサービス向上に役立てている。なお、法人として、利用者や学識経験者による運営委員会を設置し保育内容や施設・設備整備などの協議を図り利用者満足の上昇に努めている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 入園案内書に苦情解決体制の対応窓口を明記している。園玄関に苦情受付担当者・責任者を明示するとともに、第三者委員を選任し掲出している。なお、公的な第三者苦情対応機関があることを周知することが望まれる。
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a 朝夕の送迎時や連絡帳により保護者とのコミュニケーションをとり、相談や意見を出しやすいよう努めている。投函しやすい位置に意見箱を設置し、園だよりでの周知を図るとともに、相談スペースを確保し、相談しやすい環境を整えている。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a 意見箱の設置、行事ごとのアンケートでは日々の保育に関する要望や質問を広く求めるなど意見の積極的な把握に努めている。出された意見は本部に報告・相談するとともに、昼礼で検討し速やかな回答に努めている。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
a	理念に、安全（セーフティ）・安心（セキュリティ）を掲げ、法人内に安全委員会を設け、安全面に対する意識と安全性の向上を図っている。園では、園長を責任者として、他園で起きた事故などをもとに職員に報告・注意を喚起するとともに、設備面の安全対策、定期的点検、不審者対応への備えや訓練、法人による抜き打ち監査などにより安全確保を図っている。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
a	園長を責任者とした管理体制のもと、予防と発生時対応マニュアルを作成し、安全確保の研修会、勉強会で職員への周知を図っている。感染症が発生した場合は、人数や感染症の状況を記載した掲示を行い、拡大予防に努めている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。
a	園長を防火管理者として、職員の役割体制を整備している。毎月、消防署と連携のもと、消防訓練を実施し、実施後には昼礼での反省を踏まえ次回に活かした訓練を行っている。また、災害時に備え、年1回の引き渡し訓練、緊急時の一斉メール配信体制の整備、非常用備蓄を行っている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	人権尊重、プライバシー保護、権利擁護を謳う法人クレド(職員の行動規範)のもと、園の保育理念・保育方針、保育課程に基づき、指導計画、月案・週案を策定し、保育園業務マニュアルに沿って実践に当たっている。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法は、保育園業務マニュアルに基づき、作成時期、見直し時期、見直しの進め方など詳細に明示している。見直しに当たっては、所掌職員の反省・評価、クラス懇談会、アンケート調査などによる保護者の意見を反映する仕組みが確立している。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	保護者との面談により入園時に詳細なアセスメントを行っており、個々の成長・発達を踏まえ保育課程に基づく月案・週案の下に個別的な計画を策定している。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	実施計画の評価・見直しは、保育園業務マニュアルに基づき、年間指導計画は期ごとに、月案・週案はそれぞれ毎月・毎週の評価・反省を踏まえ、園長・主任の下に組織的に実施している。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	法人統一の様式を使用し、児童個々並びにクラス別などの保育実践は、保育日誌・週案・月案に反省・評価を併記し所掌職員間で共有している。児童票、個人面談記録、身体状況・生活状況なども記載内容、書き方の具体例に沿って適切に行っている。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報管理保護マニュアルを制定し、園長を記録管理責任者として保存と管理体制の確立、職員への周知を図っている。パソコンのパスワード設定などの安全保護対策、個人情報管理台帳での管理を行っている。個人情報の取り扱い、写真等によるプライバシーへの配慮は、入園案内に記載し保護者への周知を図っている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は保育指針、会社の運営理念の趣旨をとらえ、基本方針に基づき子どもの背景や発達過程をふまえ編成している。年度初めに運営委員会で保育内容説明会を開き、保護者の意見や要望を聞いている。全職員で定期的に評価し、年度末2月に各年齢ごとに見直しを行い、職員会議の際に全職員で話し合い保育課程を見直し、改善を行っている。玄関に保育課程を掲示し、保護者に周知している。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	「保育課程」を基に指導計画を作成し、乳児のために特に日常の状態の観察を行うなど保健的な配慮をしている。乳児には担任を配置し、連絡ノートや口頭で家庭との連絡を密にしている。個別指導計画を作成し、一人ひとりの生活リズムや発達に合わせた援助をしている。SIDS(乳幼児突然死症候群)に関する必要な知識は全職員に周知され、睡眠など個々の状態を考慮し、睡眠時は呼吸や健康状態を定期的に確認している。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	「保育課程」を基に指導計画・個別指導計画を作成し、基本的な生活習慣の形成と自我の育ちを見守り、自発的な活動を促していく対応を心がけている。1～2歳児について適切な保育環境を整備している。保育士との関わりの中で、安心して過ごしながら探索活動が十分行われ、好きな遊びや全身を使うような様々な遊びを取り入れる工夫や配慮をしている。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	「保育課程」を基に指導計画を作成し、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。子どもが自由に素材や玩具などを自分で取り出し遊べるように工夫され、自発的活動や、友だちと協同して活動が出来るような働きかけをし、適切にかかわっている。3・4・5歳児は行事やグループ遊び、自由遊びに異年齢の子どもたちの縦割り保育や年齢別保育を柔軟に行っている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	年長児は就学に向けて指導計画に基づき保育を行っている。成長過程等保護者との連携を密にし個別に対応している。地域の幼稚園・保育園・小学校と連携推進協議会を通じ交流している。入学予定の小学校に保育所児童保育要録を作成し送付している。3月には隣接する小学校に見学に行き、小学生と楽しい時間を過ごし安心して就学できる取り組みを行っている。保護者とは年2回、個人懇談を行っている。
1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	a	採光や換気、保湿、保温などは日々チェック点検し、環境保健に配慮している。0～2歳の保育室は床暖房になっている。寝具一式は業者に委託し、洗濯物は持ち帰っている。安全面ではマニュアルにそって定期的に点検、記録をしている。年齢別の各保育室は子どもたちが安心した環境の中で、自由に遊びに取り組めるように配慮している。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	一人ひとりの子どもの生活実態や生活リズム、成長の様子を把握し、対応している。生活リズムを見直し、日中の様々な遊びの充実を含めバランスのとれた身体づくりを行っている。子どもの身体づくりの一つとして散歩や戸外での遊びを中心い自然の中での身体的な活動を取り入れている。

<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをし、年齢別保育とともに異年齢児の縦割り保育をしている。コーナー保育を中心として子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。室内ではままごと・絵本・構成遊びコーナーなど遊びを楽しむことが出来るように環境を工夫している。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>消防署・図書館・農試公園・雪まつりなど園外保育に積極的に取り組み、地域との交流や社会体験など社会資源とかかわる機会を作っている。公共機関の乗り物に乗り、社会的ルールを学んでいる。年長児は姉妹園と合同お泊り会や保育を行っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるように人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>絵本コーナーで自由に好きな絵本を見ることができ、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っている。市の図書館を利用しいろいろな絵本に親しんでいる。表現遊びを取り入れごっこ遊び、わらべ歌、リズム遊びなど日頃から言語や表現活動が自由に体験できるような環境を整備している。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>職員会議後など職員間での保育の話し合いの場は定期的にある。外部・社内・園内研修に多く参加している。年2回自己評価を行い、その評価をもとに園長と面談をしている。また、1年の振り返りを年末に行い、個別の課題について反省や評価を行い、目標を明確している。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>入園時、児童票と面接で子どもの育ち、家庭環境について情報を得ている。入園後も、子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズムを把握し、日常的に保護者との情報交換を行い子どもへの理解を深めている。毎月の職員会議で職員間の共通認識のもと、子ども一人ひとりに合わせた援助や要求に対して、その都度気持ちを受けとめて対応している。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>発達に心配のある児童は在籍し、会議でケース紹介、保育内容、配慮すべき点など報告し、全職員で検討し共有化している。各ケースについて保健所・児童相談所・発達支援センターなど関係機関との相談連絡を密にし、個別支援計画を作成し発達支援を行っている。また保護者には日々のやりとりで細かな連絡をし、連携している。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>延長保育は、日々4～5名の園児が利用している。2歳児保育室で家庭的雰囲気の中で、遊具やじゅうたんを敷きのんびりとリラックスして遊べるように配慮している。捕食を提供している。その日の出来事は伝言表に記載し、延長保育の保育士が保護者に口頭で伝えている。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>「健康管理マニュアル」や保健計画を作成している。朝の視診、連絡ノートにより家庭から引き継ぎ、早番職員と担当で連絡しあいながら経過を見守っている。子どもの伝染病のお知らせなどは、保護者との情報交換で一人ひとりの状況を常に把握している。特に対応に配慮が必要な場合は、職員間での情報を共有し、降園時に細かく保護者に伝えている。体調のすぐれない子どもには保護者と確認し、静養する場所が用意されている。</p>

<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>年中・年長児は子どもたち自身で配膳や後片付けなどを協力し、行っている。食育計画を作成し、食育の観点からも、野菜の栽培や収穫した野菜をクッキングし保育に取り入れながら食べる楽しさを知らせている。月1回クッキングを保育に取り入れ、食べ物に関心を持ち「食を営む力」を育てている。</p>
<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>栄養士は子どもの食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。献立は本部で一括して作成されるが、保育士との連携が十分取られ、給食会議や日々の中で、子どもの喫食状況に合わせた献立や調理を工夫する意見交換をしている。食文化の伝承として、随時旬の食材を活かし、行事食を取り入れている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>b</p>	<p>年間計画に基づき健康診断を実施している。健診結果は個人別の健康カードに記録、職員間で情報を共有し保護者に個別に報告している。今後健診後は嘱託医とカンファレンスを行い、個々の子どもの発育・健康状態について話し合いなど、日々の健康管理に有効に活用することを期待する。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患などは医師による意見書を提出、指示を受け、個別に対応している。食事の提供では保護者から十分な聞き取りを行い、個別の献立を作成し、誤食がないように配膳時には個別のトレイで確認している。アレルギー疾患等についての知識は栄養士、担任、全職員で対応策を話し合い共通理解をしている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>「衛生マニュアル」を整備し、調理場、水回りなどは毎年・毎月・毎日ごとの衛生管理チェックリストにより衛生管理が継続的に行われている。食中毒発生時対応マニュアルを整備し、職員研修を実施している。トイレや水回りは清掃一覧チェックリストを掲示して、定期的に点検を実施している。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>食育計画を作成している。献立表や好評なレシピを配布し、その日の献立のサンプルを展示している。給食便りで伝統的な季節の行事食や親子クッキング、試食会を行い、発育期にある子どもの食事の重要性を伝えている。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>0～2歳児には連絡ノートがある。3歳児以上は希望者には各自で用意する連絡ノートがあり、クラスの日々の出来事を各保育室に「一日の様子」を掲示するとともに、送迎時に日常的な情報交換を行い、保護者との信頼関係を築いている。家庭への育児支援として個人面談などで家庭での育児の相談や「親子クッキング」などを実施し、保護者支援を行っている。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>保育園と保護者がともに協力しあうために、保護者会と懇談会も兼ねた運営委員会が設けられている。年度初め運営委員会で保護者へ子どもの発達や育児、保育の意図やお知らせを伝え、保護者から意見や要望を聞き相互理解のための話し合いを行っている。年間運営委員会は4回、クラス懇談会・個人面談は1回(5歳児2回)行い、保育参加型行事は7回実施し、子どもの発達や育児、園での様子を共有できる機会を設けている。</p>
<p>A-2-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>虐待対応マニュアルを整備し、職員会議に勉強会を行い知識を深めている。日頃から子どもや家庭の不適切な養育状況を把握し園全体で情報を共有して、虐待が疑われるケースには、未然の防止や早期発見に努めている。情報は速やかに施設長に届く体制と行政や関係機関との連携体制を整えている。</p>